令和6年能登半島地震により被災された加入者及び関係者の皆様へ

私学共済からのお知らせ

Vol. 3 令和6年2月19日

特に甚大な被害のあった地域の皆様に向けた、現地での災害見舞金・災害見舞金付加金・災害見舞品(災害見舞品に代えて3万円)の請求の受付・審査及び速やかな送金を行うお知らせです。

金沢市で災害見舞金等の請求受付・審査を行います

- 対面による災害見舞金等のご請求、ご相談の二一ズにお応えするため、下記の会場を開設いたします。
- ・ 書類が整っている場合はその場で受付が完了し、早期支払(申出に応じ加入者ご本人様への送金)につながります。

〇 日程及び会場

日 時		会場
3月19日(火)	10 : 00~17 : 00	石川県地場産業振興センター 本館 1 階 第 7 研修室 金沢市鞍月 2 丁目 1 番地 Tel: 076-268-2010
3月20日(水)春分の日	10 : 00~17 : 00	※ 会場のHP https://www.isico.or.jp/site/jibasan/

※ 災害見舞金等の給付は、当日来場されなくても請求することができます。リーフレット Vol.2 (緑) の I でご案内している手続きを共済事業本部にしていただくことにより、早期支払等につながります。

〇 必要な書類

● 必須となる書類

- ① 災害見舞金・災害見舞金付加金請求書(災害見舞品はこの手続きで合わせて支給します) 【HP「令和6年能登半島地震への対応」からダウンロードできます。学校法人等の証明が必要です】
- ② 災害状況明細書【HPからダウンロードできます。学校法人等の証明が必要です】
- ③ 市区町村長又は消防署長の「り災証明書」

● 状況に応じて必要となる書類

- ④ 加入者ご本人様の銀行等口座への送金を希望する場合は、以下の書類
 - (1) 本人直接払い申出書【HPからダウンロードできます】
 - (2) 加入者ご本人様の銀行等口座であることが確認できる書類等のコピー (預金通帳、キャッシュカードなどで店番・口座等が確認できるもの。ゆうちょ口座への送金を希望 する場合は、記号・番号が確認できる書類等のコピー)
- ⑤ 加入者ご本人様以外の方が来場する場合は、来場する方の身分が確認できる運転免許証等及び請求手続きに関する委任状 (ただし、私学共済事務担当者の方が来場する場合は不要です)

※この他にも書類が必要となる場合があります

『私学共済からのお知らせ Vol.1』に災害見舞金等の概要を掲載しています。 合わせてご覧ください。

https://www.pmac.shigaku.go.jp/annai/news/saigai/noto/aidf24000000pzic-att/k_saigai_noto_leaflet_kanyu_2024.pdf

この他にも令和6年能登半島地震により被災された皆様への私学共済制度の取扱いを、私学 共済ホームページ(https://www.pmac.shigaku.go.jp)に掲載しています。トップページの 「令和6年能登半島地震への対応(共済業務)」からお入りいただくか、「私学共済 能登 半島地震」で検索してください。



私学共済からのお知らせ Vol. 1



私学共済ホームページ (トップ)